

(準備金の保有方法)

- 第50条 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。
ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
- (1) 郵便貯金
 - (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
 - (4) 国債又は地方債
 - (5) 政府保証債又は金融債
 - (6) 担保付社債
 - (7) 抵当証券
 - (8) コマーシャルペーパー
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
 - (11) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得
 - (12) その他（1）から（8）に類する形態であつて、一般的に安全・確実と認められるもの
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(附則)

1. 第59条の規約を第50条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。